

令和3年6月

## 保 護 者 各 位

ひがしおおさかしきょういくいんかい  
東大阪市教育委員会

### 家庭での Wi-Fi環境の整備について

平素は、本市の学校教育活動にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、本市では国のGIGAスクール構想に基づいて、昨年度に本市立の小学校、中学校及び義務教育学校で学ぶ全ての児童・生徒に1人1台のタブレットパソコンを配備し、今年度からICTを活用した授業を進めていくこととしています。また、このタブレットパソコンは、学校における授業のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大や災害などによって学校を臨時休業せざるを得ないときをはじめ、日常的な学習にも活用できるよう家庭への持ち帰りを可能にして、児童・生徒が学習する環境の向上をめざしています。

タブレットパソコンを児童・生徒の学習に活用するためには、インターネットへ接続できることが前提となります。本市が配備する学習用タブレットパソコンをインターネットに接続するにはWi-Fi(※1)による通信ができることが条件となります。このため、児童・生徒がタブレットパソコンを使って家庭で学習するためには、それぞれのご家庭においてWi-Fiによる通信環境が整っていなければなりません。

現在、それぞれのご家庭で、Wi-Fiによる通信環境が整っている場合(※2)は、学校からお渡しするタブレットに必要な設定をすることにより、ご家庭において使用することは可能です。しかし、そうでない場合は、それぞれのご家庭でWi-Fiによる通信ができるよう、今後、準備をしていただく必要があります。

つきましては、保護者の皆さんには、大変ご負担とお手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をねがいいたします。

なお、教育扶助又は就学援助を受けられているご家庭につきましては別途、Wi-Fi環境の整備に対する公的支援の内容をご案内する予定です。また、現在Wi-Fiによる通信環境が整っておられないご家庭には、経済的に負担の少ないWi-Fi環境を整備する方法についてご案内する予定です。

(※1) Wi-Fiとは、無線LAN(ローカルエリアネットワーク)に接続する技術。

(※2) ①有線によるインターネット回線を設置し、固定型のルータを経由してWi-Fiによる通信が可能な環境。

②有線によるインターネット回線ではなく、常時使用可能な可搬型Wi-Fiルータ(モバイルルータ)による通信が可能な環境。